

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年12月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101010号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100139号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年8月30日から昭和54年3月21日に訂正し、昭和53年8月から昭和54年2月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

昭和53年8月30日から昭和54年3月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年8月30日から昭和54年3月21日まで

A社で勤務していた期間のうち、請求期間に係る被保険者記録がない。当時、一緒に勤務していた同僚の記録が訂正されたので、調査の上、私の記録も訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年8月30日とする届出は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和54年3月31日より後の同年4月9日に受付されていることが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社における離職年月日は昭和54年3月20日であることが確認できる上、同社で総務事務に従事していたとする同僚も、請求期間において請求者と一緒に同社に勤務していた旨陳述している。

また、被保険者名簿によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出が、請求者と同日の昭和54年4月9日に受付されている30人のうち、喪失年月日が昭和53年8月31日と記録された者が事業主及び取締役を含め7人、同年11月30日と記録された者が10人確認できる。

さらに、A社で給与計算及び社会保険事務を担当していたとする同僚は、請求期間当時、同社の経営状態は悪く、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所(当時)の担当者が来社していた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和 53 年 8 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、雇用保険の加入記録における離職年月日の翌日の昭和 54 年 3 月 21 日であると認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求者の昭和 53 年 7 月の厚生年金保険の記録から、24 万円とすることが必要である。